

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(現行相当)

令和6年4月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 1: 該当回数の標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建築物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	二 初回加算	200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算	50単位加算	50		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算			

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、訪問型サービス(緩和した基準)のコードと同じです。